

平成 2 3 年 度

木津川市決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

木津川市監査委員

4 木 監 第 2 6 号
平成24年8月13日

木津川市長 河 井 規 子 様

木津川市監査委員 藤 原 義 明
木津川市監査委員 高 味 孝 之

平成23年度木津川市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見書を提出する。

目 次

平成23年度木津川市決算に係る健全化判断比率審査意見書

1. 審査の対象	1
2. 審査の期日	1
3. 審査の方法	1
4. 審査の結果	1
1. 健全化判断比率	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	3
(3) 実質公債費比率	4
(4) 将来負担比率	5
2. 平成22年度決算数値における他の都市との比較	6
3. 審査意見	7

平成23年度木津川市決算に係る資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象	8
2. 審査の期日	8
3. 審査の方法	8
4. 審査の結果	8
1. 資金不足比率	9
(1) 水道事業会計	9
(2) 簡易水道事業特別会計	10
(3) 公共下水道事業特別会計	10
2. 審査意見	11
参考) 算定対象会計	12

平成23年度木津川市決算に係る健全化判断比率審査意見書

1. 審査の対象

(1) 平成23年度 健全化判断比率

- ・ 実質赤字比率
- ・ 連結実質赤字比率
- ・ 実質公債費比率
- ・ 将来負担比率

(2) (1) の算定の基礎となる書類

2. 審査の期日

平成24年8月2日

3. 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要並びに意見は、次のとおりである。

1 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

指 標	平成23年度	早期健全化基準	平成22年度
実質赤字比率	—	12.72	—
連結実質赤字比率	—	17.72	—
実質公債費比率	12.8	25.0	13.1
将来負担比率	79.8	350.0	97.6

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値となり「—」で表示される。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

本市の平成23年度決算における実質収支額は、4億1,495万円の黒字となり、比率は負の値となり「—」で表示される。

(単位：千円・%)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad \Delta 414,950}{\text{標準財政規模} \quad 15,853,069}$$

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一般会計	414,950
	一般会計等に 属する特別会計	—
		—
小 計		414,950
標準財政規模		15,853,069
実質赤字比率 (%)		△2.61

(2) 連結実質赤字比率

公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである。

本市の平成23年度決算における連結実質収支額は、20億6,307万9,000円の黒字となっており、比率は負の値となり「－」で表示される。

(単位：千円・%)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad \Delta 2,063,079}{\text{標準財政規模} \quad 15,853,069}$$

会 計 名			実質収支額
特別会計以外の会計 公営企業会計に係る	一般会計等以外の 特別会計のうち	国民健康保険特別会計	200,079
		介護保険特別会計	51,398
		後期高齢者医療特別会計	2,587

会 計 名			資金不足・剰余額
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,370,361
	宅地造成事業	—	—

会 計 名			資金不足・剰余額
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道事業特別会計	3,903
		公共下水道事業特別会計	19,801
	宅地造成事業	—	—

合 計	2,063,079
標 準 財 政 規 模	15,853,069
連結実質赤字比率 (%)	△13.01

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合（平成21年度から平成23年度の3カ年平均）で表したものである。

本市の平成23年度決算における実質公債費比率は12.8%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、当該数値を下回っている。

3カ年平均で0.3ポイント改善しているが、平成23年度の単年度では1.3ポイント悪化している。

単年度における1.3ポイントの悪化要因としては、木津南中学校用地取得事業元金償還開始及び新設小学校用地を学研土地開発公社より一般財源にて買戻したこと、さらには下水道事業会計、山城病院組合への繰出金の増加や、臨時財政対策債発行可能額の減少などがあげられる。

(単位：千円)

	$\left(\begin{array}{l} \text{地方債の} \\ \text{元利償還金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{準元利償還金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{特定財源} \\ \text{+} \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政} \\ \text{需要額算入額} \end{array} \right)$			
平成21年度	(2,458,360 + 2,877,513)	—	(1,564,463 + 2,033,527)	
平成22年度	(2,719,360 + 1,593,703)	—	(569,686 + 2,134,973)	
平成23年度	(2,779,806 + 1,609,301)	—	(383,565 + 2,197,978)	

	標準財政規模 (うち臨時財政対策債発行可能額)		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
平成21年度	14,926,679 (1,046,868)	—	2,033,527
平成22年度	15,611,495 (1,683,308)	—	2,134,973
平成23年度	15,853,069 (1,386,554)	—	2,197,978
= 実質公債費比率 (単年度)	平成21年度	13.47912	
	平成22年度	11.93486	
	平成23年度	13.23729	

実質公債費比率 (単位：%)

(3カ年平均) 12.8

(4) 将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など将来負担すべき実質的な負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

本市の平成23年度決算における将来負担比率は79.8%となり、早期健全化基準の350.0%と比較すると、当該数値を下回っており、前年度と比べ17.8ポイント改善している。

主な改善要因としては、一般会計及び下水道事業会計における地方債残高の減少や、新設小学校用地を学研土地開発公社より一般財源にて買戻したことによる債務負担行為に基づく支出予定額の減少、さらには充当可能基金の積立や、木津南中学校建設事業に係る国庫支出金を計上したことによる充当可能特定歳入見込み額の増加による。

また、実質公債費比率においても触れたように、標準財政規模が大きくなったこともその一因となっている。

(単位：千円)

地方債現在高 (一般会計が 実質的に負担 するもの)	+	債務負担行為 (五省協定や 依頼土地の買 戻しに係るも の等)に基づく 支出予定額	+	退職手当支給 予定額のうち 一般会計の負 担見込額	+	公営企業債の繰 入見込額や一部 事務組合の起債 償還に係る普通 会計の負担見込 額等	+	連結実質 赤字額	-	充当可能基金 額、地方債現在 高等に係る交付 税算入見込額等
28,030,449	+	5,004,018	+	3,534,840	+	15,362,062	+	0	-	41,023,091

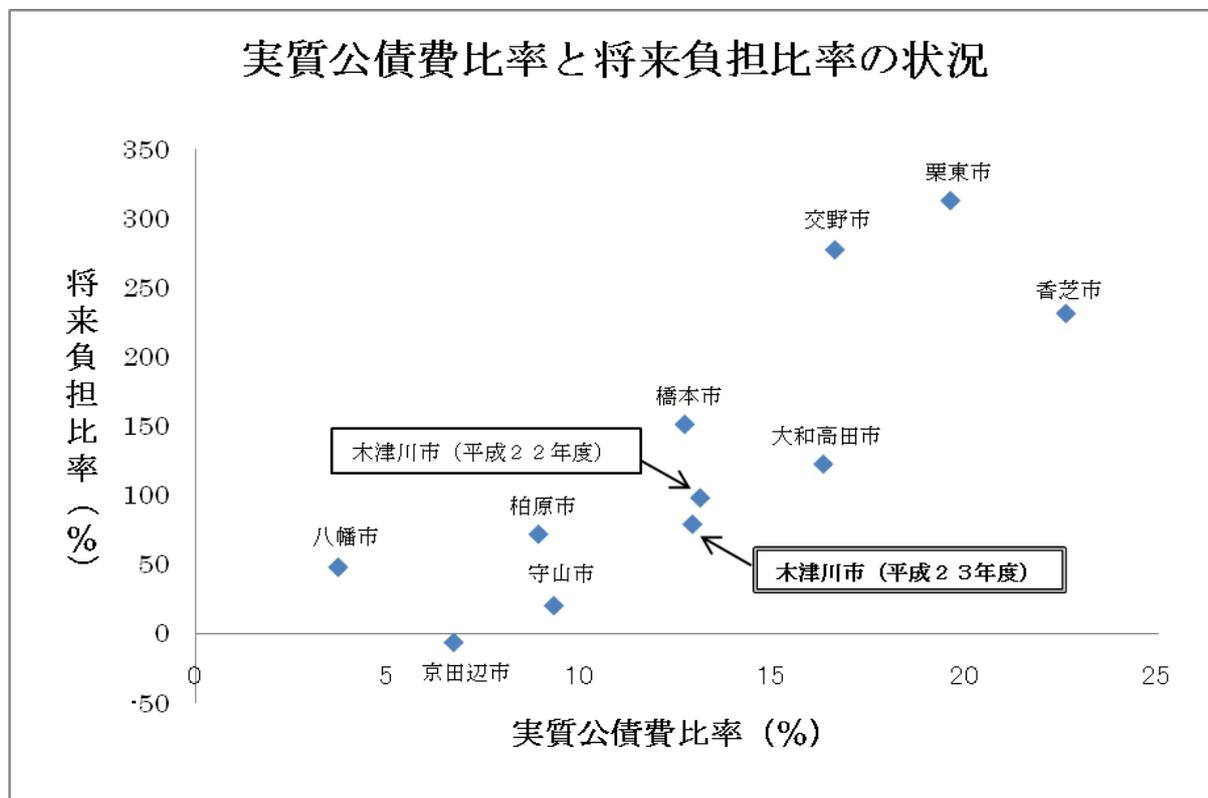
標準財政規模 (うち臨時財政対策債発行可能額)	-	元利償還金・準元利償還金に 係る標準財政需要額算入額
15,853,069 (1,386,554)	-	2,197,978

(単位：%)

= 将来負担比率 79.8

2 平成22年度決算数値における他の都市との比較

4指標のうち実質公債費比率と将来負担比率について、近畿地方における人口及び標準財政規模が近似する他の都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



府 県	都 市	人 口 (人)	標準財政規模 (千円)	実質赤字 比率 (%)	連結実質赤字 比率 (%)	実質公債費 比率 (%)	将来負担比率 (%)	備 考
京 都 府	木 津 川 市	71,057	15,853,069	—	—	12.8	79.8	平成23年度データ
京 都 府	木 津 川 市	70,334	15,611,495	—	—	13.1	97.6	平成22年度データ
京 都 府	八 幡 市	73,414	14,275,934	—	—	3.7	47.4	平成22年度データ
京 都 府	京 田 辺 市	63,348	13,053,892	—	—	6.7	— (△7)	平成22年度データ
大 阪 府	柏 原 市	72,751	14,433,228	—	—	8.9	71.3	平成22年度データ
大 阪 府	交 野 市	78,400	13,879,929	—	—	16.6	277	平成22年度データ
滋 賀 県	守 山 市	77,289	14,880,868	—	—	9.3	19.6	平成22年度データ
滋 賀 県	栗 東 市	63,833	13,036,934	—	—	19.6	312.6	平成22年度データ
奈 良 県	大 和 高 田 市	70,063	14,264,611	0.33	—	16.3	122	平成22年度データ
奈 良 県	香 芝 市	75,807	14,180,288	—	—	22.6	231	平成22年度データ
和 歌 山 県	橋 本 市	67,529	15,524,380	—	—	12.7	150.8	平成22年度データ

※平成23年度木津川市データにおける人口は、平成24年3月31日住民基本台帳人口による。

※木津川市を含む平成22年度データについては、平成22年度市町村決算カード（人口は平成23年3月31日住民基本台帳人口）等による。

3 審査意見

4 指標ともに早期健全化基準を下回っている。

しかしながら、現在もなお人口の増加が続いている本市では、今後も教育や福祉に係る経常経費の増加が見込まれ、義務教育施設や子育て支援施設の新設及び改築、さらにはクリーンセンターの建設整備その他の都市基盤整備が控えている。

あわせて、平成28年度からは合併算定替の満額措置期間満了により、段階的に交付税が減額されることから、これらの負担はますます重くなることが予想され、また将来的には新興住宅地の高齢化が進展し、医療・福祉関連費用の増加や税収の減少も懸念されるなど、財政指標の悪化は避けられず、先行きは楽観できない状況にある。

このような本市特有の状況を考えると、自主財源の確保に努め、長期的な計画に基づいて民間や地域の活力も利用しながら、身の丈に合った行政サービスやインフラ整備を実施していくことが求められている。また、3町合併から早や5年以上が経過する中、かねてより提唱されているスケールメリットの効果をより具体的に一層発揮するとともに、限られた財源の適切な配分の下、住民サービスの維持に努力しながらも、全ての事務事業について、社会情勢及び費用対効果を十分考慮しながら、更なる行財政改革に努められたい。

平成23年度木津川市決算に係る資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

(1) 平成23年度 資金不足比率

対象となる会計

- ・水道事業会計
- ・簡易水道事業特別会計
- ・公共下水道事業特別会計

(2) (1) の算定の基礎となる書類

2. 審査の期日

平成24年8月2日

3. 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要並びに意見は、次のとおりである。

1 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

	会 計 名	平成23年度	経営健全化基準	平成22年度
法適用	水道事業会計	—	20.0	—
法非適用	簡易水道事業特別会計	—		—
	公共下水道事業特別会計	—		—

※資金不足額がない場合は、「資金不足比率 (%)」は「—」で表示される。

(1) 水道事業会計

平成23年度決算においては、資金不足額がないため「—」で表示される。

(単位：千円)

$$\begin{aligned}
 & \left(\begin{array}{l} \text{流動負債} \\ + \\ \text{建設改良費等以外の} \\ \text{経費の財源に充} \\ \text{てるために起こし} \\ \text{た地方債の現在高} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{流動資産} \\ - \\ \text{控除額} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{解消可能} \\ \text{資金不足額} \end{array} \\
 & \left(460,980 + 0 - (1,831,341 - 0) \right) - 0
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \\
 & 1,050,442 - 0
 \end{aligned}$$

(単位：%)

$$= \text{資金不足比率} \quad \boxed{\text{—}}$$

(2) 簡易水道事業特別会計

平成23年度決算においては、資金不足額がないため「—」で表示される。

(単位：千円)

(繰上充用額	+	支払繰延額	+	事業繰越額	+	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)	-	解消可能資金不足額
(0	+	0	+	0	+	0)	-	0

営業収益に相当する収入の額	-	受託工事収益に相当する収入の額
26,924		12

(単位：%)

= 資金不足比率

(3) 公共下水道事業特別会計

平成23年度決算においては、資金不足額がないため「—」で表示される。

(単位：千円)

(繰上充用額	+	支払繰延額	+	事業繰越額	+	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)	-	解消可能資金不足額
(0	+	0	+	0	+	0)	-	0

営業収益に相当する収入の額	-	受託工事収益に相当する収入の額
706,705		0

(単位：%)

= 資金不足比率

2 審査意見

水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

しかしながら、当該会計は事業損益において601万7,953円の純損失を計上しており、さらには財政調整基金3億8,420万9,810円（税抜）の繰入れを行っているなど、実質は赤字経営が続いていることを忘れてはならない。

公営企業は、必要な経費を自身の料金収入によって賄わなければならない独立採算の原則がある。

事業の公営企業としての効率性と合理性を追求し、有収率の向上とさらなるコスト削減に絶え間ない努力を怠ることなく、本来の事業目的たる安全で良質な水を安定的に供給できるように、引き続き経営基盤の強化に尽力し、一層効率的で健全な事業運営に努められたい。

簡易水道事業特別会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

しかしながら、当該会計は歳入総額のうち使用料及び手数料の18.5%を上回る27.9%を繰入金に占めているのが実態であることを忘れてはならない。

事業の効率性と合理性を追求し、さらなるコスト削減に絶え間ない努力を怠ることなく、本来の事業目的たる安全で良質な水を安定的に供給できるように、一層効率的で健全な事業運営に努められたい。

公共下水道事業特別会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

しかしながら、当該会計は歳入総額のうち使用料及び手数料の32.5%を上回る40.5%を繰入金に占めているのが実態であることを忘れてはならない。

事業の効率性と合理性を追求し、さらなるコスト削減に絶え間ない努力を怠ることなく、本来の事業目的たる健全な生活環境の確保と公共水域の水質保全のため、最小の経費で最大のサービス提供を行いながら、一層効率的で健全な事業運営に努められたい。

参考) 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

健全化判断比率対象会計等一覧表

連 結 対 象 な ど		対 象 と な る 範 囲	
市関連会計等名			
一般会計 } 特別会計 }	普通会計	一般会計	実質赤字比率
		【該当会計無し】	
公営事業会計		国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計	連結実質赤字比率
公営企業会計	法適	水道事業会計	
	法非適	簡易水道事業特別会計 公共下水道事業特別会計	
一部事務 組合・ 広域連合	法適 企 公 業 営	山城病院組合(病院) 山城病院組合(老健)	実質公債費比率
	公 営 企 業 以 外 の 会 計	相楽中部消防組合 相楽郡広域事務組合 相楽郡西部塵埃処理組合 市町村職員退職手当組合 議会議員公務災害補償等組合 自治会館管理組合 住宅新築資金等貸付事業組合 後期高齢者医療広域連合 京都地方税機構	
地方独立行政法人		【該当法人無し】	将来負担比率
地方道路公社		【該当公社無し】	
土地開発公社		学研都市京都土地開発公社	
その他出資法人等	法 設 人 立	木津川市公園都市緑化協会 木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団	出資団体について(※2)
	出 資 法 人	京都府農業信用基金協会 京都府農業総合支援センター 京都信用保証協会 木津川市ボランティア基金 京都府暴力追放運動推進センター 相楽地区ふるさと市町村圏基金 京都府森と緑の公社 大阪湾広域臨海環境整備センター 関西文化学術研究都市センター 地方公共団体金融機構	
財産区		加茂笠置組合(一部事務組合) 旧北村旧兔並村旧里村財産区特別会計 旧加茂町財産区特別会計 旧瓶原村財産区特別会計 旧当尾村財産区特別会計	財産区について(※3)

※1 山城病院組合の資金不足比率は、山城病院組合により公表(市の資金不足比率対象外)。

※2 出資団体が所有する債務を損失補償する契約が無い場合、将来負担比率の対象外。

※3 財産区は別の法人格を持つ団体であり、健全化判断比率の対象外。